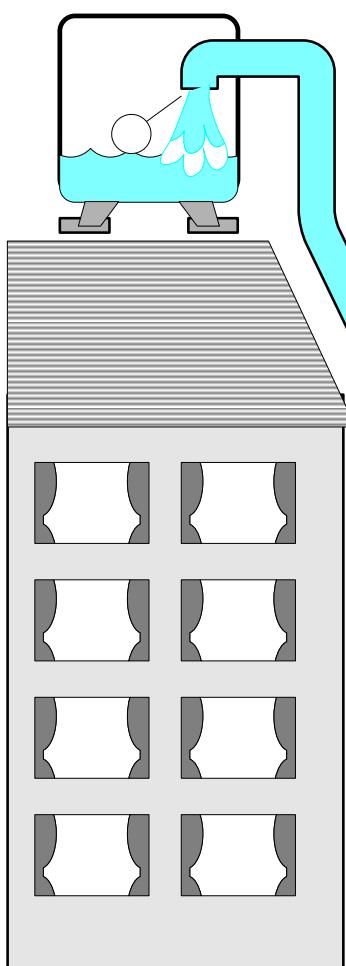


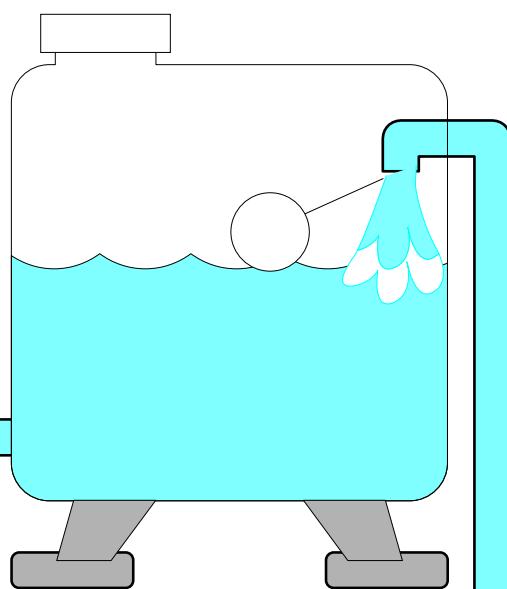


茅ヶ崎市

保健所衛生課



貯水槽水道の 衛生管理



貯水槽水道とは？

受水槽にいったん水道水を貯めてから給水する施設を貯水槽水道といい、受水槽に入る前の水は水道事業者が責任を持ちますが、それ以降の施設と水質の管理は、貯水槽水道の設置者の責任で行うこととなります。

このリーフレットは、貯水槽水道の管理についてまとめたものです。



貯水槽水道の種類

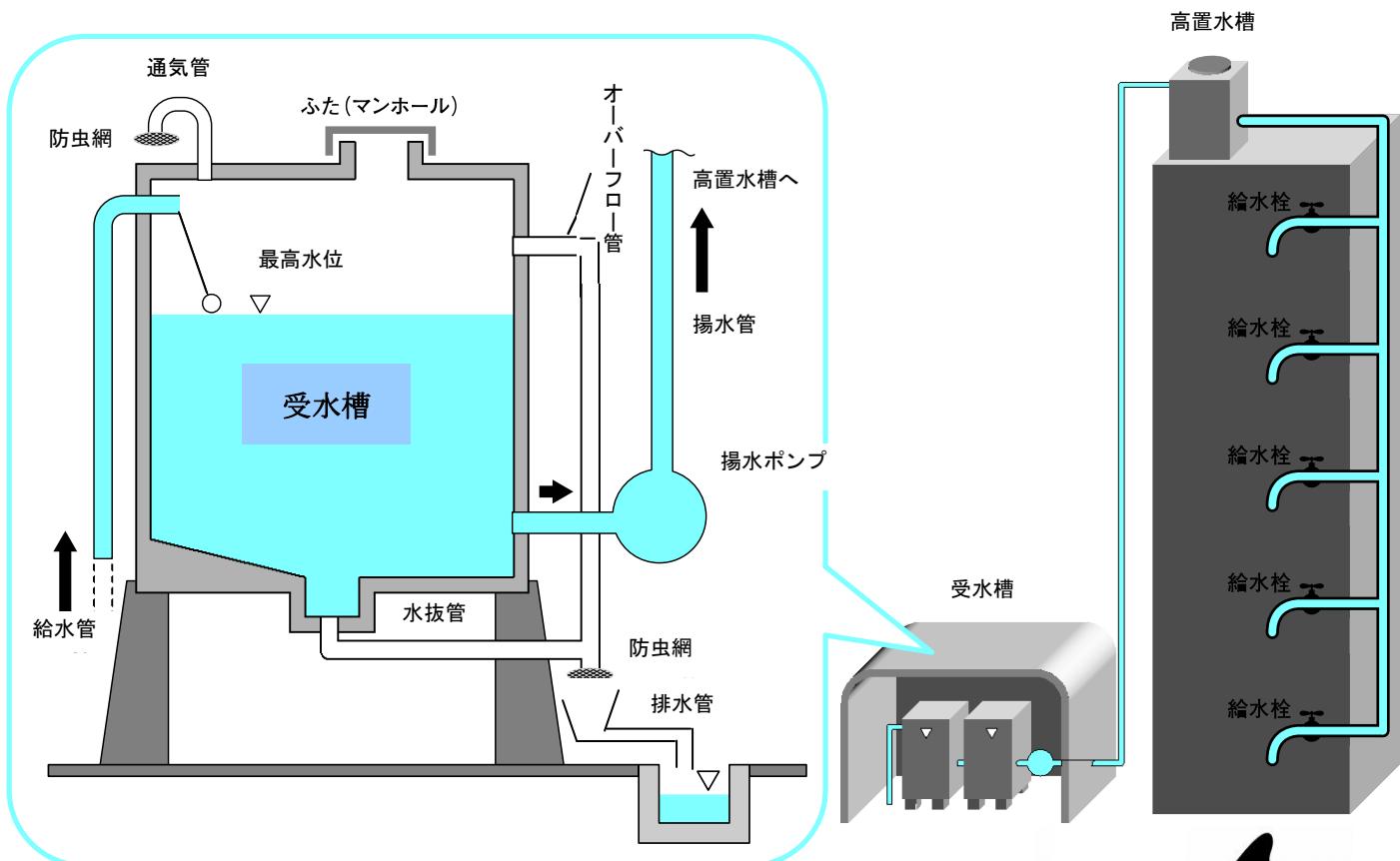
貯水槽水道は受水槽の容量によって、次の2つに分けられます。

- | | |
|-------------------------------|---|
| ①簡易専用水道（水道法） | 受水槽の有効容量が 10 m^3 を超えるもの |
| ②小規模貯水槽水道（市条例 ^{*1} ） | 受水槽の有効容量が 10 m^3 以下のもの ^{*2} |

*1 茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

*2 一戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物に供給するものを除きます。

貯水槽水道の構造



注：ブースター（増圧）装置の利用等により、受水槽又は高置水槽を設置していない貯水槽水道もあります。



必要な届出・手続き

① 設置（給水開始）した時

設置者（所有者）は貯水槽水道を設置した場合、保健所衛生課に届け出てください。

→ 根拠法令：水道法施行細則第10条／市条例第12条

② 届出事項に変更があった時

建築物の名称、設置者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）等に変更があった場合は届出が必要です。詳しくは、保健所衛生課までお問い合わせください。

→ 根拠法令：水道法施行細則第11条／市条例第13条

③ 廃止した時

貯水槽水道を廃止した場合、保健所衛生課に届け出てください。

→ 根拠法令：水道法施行細則第11条／市条例第13条

届出用紙

届出用紙は保健所衛生課でお渡ししておりますが、市のホームページからも様式をダウンロードできます。
ダウンロードサービス → <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kenko/1023054/index.html>

施設の管理

設置者は、自ら貯水槽水道を適切に管理することが法令で義務づけられています（表1）。

➡ 根拠法令：水道法第34条の2／市条例第14条

表1 貯水槽水道の管理方法

管理事項	方 法
清掃	受水槽や高置水槽は、年に1回以上定期的に清掃するようにしてください。 安全かつ確実に行うためには専門業者に依頼するのがよいでしょう。 清掃関係団体（表2）がありますので、直接お問い合わせください。
施設の点検	次の項目について月1回定期的に実施し、記録を残しておきましょう。 <input type="radio"/> 水槽に亀裂、ひび割れがないか。 <input type="radio"/> 水槽内にサビ、沈でん物、虫、鳥や動物の死骸等がないか。 <input type="radio"/> 水槽に汚水や雨水等が入っていないか。 <input type="radio"/> 通気管や水抜管の開口部の防虫網は破れたり外れたりしていないか。 <input type="radio"/> 施設の周囲が清掃され、清潔に保たれているか。 <input type="radio"/> 水槽の蓋は密閉され、施錠されているか。 <input type="radio"/> 配管、バルブに異常や誤接合はないか。 <input type="radio"/> その他、異常はないか。 定期的な点検とは別に、大雨や台風の後は点検しましょう。
水質の点検	毎日、透明なコップに水を採り、色、濁り、臭い、味、異物の有無等を点検しましょう。 週に1回以上、末端給水栓（蛇口）の水で遊離残留塩素を測り、記録を残しておきましょう。 ➡ 残留塩素は <u>0.1mg/L以上</u> 検出される必要があります。 異常が認められた時は、水質検査や給水停止が必要になる場合がありますので、保健所衛生課にご相談ください。
書類の管理	次の書類を整理・保管しておきましょう。 <input type="radio"/> 設備の配置及び系統を明らかにした図面（永年保存） <input type="radio"/> 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図（永年保存） <input type="radio"/> 水槽の清掃及び点検の記録（3年保存） <input type="radio"/> 水質の点検その他管理についての記録（3年保存） <input type="radio"/> 法定検査の検査済証（3年保存） ➡ 次のページ参照
管理の検査 (法定検査)	簡易専用水道及び小規模貯水槽水道（8m ³ 超え10m ³ 以下の貯水槽）の設置者は、年に1回以上、登録（指定）検査機関の検査を受けてください。 ➡ 次のページ参照

表2 清掃関係団体

団体名	所在地	電話番号
一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会	横浜市中区尾上町5-80	045-641-2802
公益社団法人神奈川県生活水保全協会	横浜市磯子区洋光台6-1-1	045-830-5720
公益社団法人全国建築物飲料水管理協会	東京都千代田区平河町2-12-2 藤森ビル3F	03-6380-9531
一般社団法人かながわ貯水槽管理協会	横浜市金沢区鳥浜町4-18	045-370-8020

検査を受ける義務

簡易専用水道及び受水槽の有効容量が8m³を超える小規模貯水槽水道の設置者は、1年に1回、登録又は指定検査機関の検査を受けることが法令及び条例で義務付けられています（表3）。登録又は指定検査機関は表4に示しておりますので、直接お問い合わせください。

検査機関の検査員が検査を行った後、検査済証が発行されます。検査の結果、衛生上問題があると指摘された場合は、すみやかに保健所衛生課へ報告し、指示を受けてください。

➡ 根拠法令：水道法第34条の2／市条例第14条

表3 法定検査の内容

- 受水槽及び高置水槽周囲の状態
- 受水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態
- 受水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- 受水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態
- 給水管等の状態
- 給水栓における臭気、味、色、濁り及び残留塩素等水質の検査
- 関係書類（表1参照）の確認

表4 簡易専用水道・8m³を超える小規模貯水槽水道の検査機関

名称	住所	電話番号	登録*	指定*
公益財団法人 神奈川県予防医学協会	横浜市中区日本大通58番地	045-641-8501	○	○
一般財団法人 北里環境科学センター	相模原市南区北里1-15-1	042-778-9208	○	○
一般社団法人 神奈川県保健協会	横浜市中区山下町224-1	045-661-0975	○	○
一般財団法人 日本環境衛生センター	川崎市川崎区四谷上町10-6	044-288-4896	○	○
よこはま環境センター株式会社	横浜市港北区仲手原2-22-5	045-439-3320	○	○
一般社団法人 神奈川県貯水槽協会	茅ヶ崎市松が丘1-6-83	0467-83-0605	○	○
一般財団法人 東京顕微鏡院	千代田区九段南4-8-32	03-5210-6601	○	○
株式会社江東微生物研究所	江戸川区西小岩5-18-6	03-3672-9171	○	○
中央環境理研株式会社	山梨県南アルプス市小笠原6	055-283-6155	○	○
一般財団法人 かながわ水・エネルギーサービス	相模原市中央区鹿沼台1-9-15	042-768-4222	○	○
東京環境衛生株式会社	東京都渋谷区広尾5-19-14 卯月ビル10階	03-3442-4600	○	○

*：「登録」とは、簡易専用水道の登録検査機関、「指定」とは、市条例の小規模貯水槽水道の指定検査機関であることを意味しています。なお、表4以外にも、登録された事業者はあります。詳細は保健所衛生課までお問い合わせください。

水道事業者の供給規程

貯水槽水道に水道水を供給している水道事業者と貯水槽水道設置者の間には、通常、供給規程（給水契約）が結ばれています。この規程に基づき、水道事業者が管理等に関する専門的事項や水質検査について指導助言・情報提供してくれる場合があります。

➡ 根拠法令：水道法第14条

直結給水とは

受水槽を使用しないで、配水管の水圧を利用して建物の上部階まで給水する方法を直結直圧給水、配管の途中にブースター（増圧）装置を取りつけて給水する方法を直結増圧式給水といい、両者をあわせて直結給水といいます。

直結給水にすると受水槽がいらなくなり、清掃、点検や検査が必要なくなるほか、汚水や雨水が流入する心配もありません。直結給水にするためにはいくつか条件がありますので、詳しくは水道事業者にご相談ください。



こんなときどうする？ Q & A集

Q 1：マンションに住んでいますが、貯水槽水道が適正に管理されているか心配です。

A：保健所(衛生課)への届出や管理記録の保存が義務づけられています。管理会社や建物の所有者に確認してみましょう。

Q 2：毎日の点検をしたところ、蛇口の水に色がついていました。

A：空気の混入や金属の溶出等が原因で色がつく場合があります。原因を取り除かなければいけませんので、保健所衛生課または水道事業者にご相談ください。

Q 3：受水槽通気管の防虫網が破れてしまいました。

A：動物や虫が受水槽の中に入ったら大変です。至急補修しましょう。

Q 4：法定検査の申込み方法を教えてください。また、費用はどれくらいかかりますか。

A：登録検査機関又は指定検査機関に直接申し込んでください。費用は検査機関によって異なりますが、およそ2万円程度です。

Q 5：法定検査を受けたら、検査機関から保健所に連絡するように言われました。

A：衛生上問題があります。給水停止や応急処置が必要な場合があり、そのままでは危険ですから、すぐに保健所衛生課に連絡しましょう。

Q 6：管理が大変なので直結給水にしたいのですが、どのような条件がありますか。

A：水道管が丈夫で水圧が充分あることが必要です。高い建物や一度に大量の水を使う施設では受水槽が必要な場合があります。一度、水道事業者に相談してみましょう。

Q 7：清掃や法定検査をやらないとどうなりますか。

A：貯水槽水道の管理が悪かったために、集団下痢症が発生した事故例があります。建物に住んでいる人、利用している人の安全を守ることは、設置者の大切な責務です。なお、水道法では罰則規定があり、例えば法定検査を受けなかった場合は百万円以下の罰金に処されることがあります。

Q 8：有効容量が5m³の小規模貯水槽水道ですが、法定検査を受ける必要がありますか。

A：8m³以下の小規模貯水槽水道では、市条例上の受検義務はありませんが、年1回、指定検査機関の検査を受けておくとより安心です。

こんなときどうする？（前ページからの続き）

Q 9：大雨で建物の地下受水槽に汚水が流れ込んでしまいました。どうしたらよいでしょうか。

A：すぐに給水を停止して、居住者等関係者に知らせるとともに、保健所衛生課まで連絡してください。

◆緊急停止後は、次のような対応が考えられます。

①直結の給水栓や近隣の水道、ペットボトル等で飲み水を緊急に確保する。

②原因を調査し、必要に応じて施設を改善する等の再発防止策を実施する。

③受水槽、高置水槽、揚水管等の洗浄消毒を行う。

④水質検査を実施して安全を確認する。

⑤②～④を実施後、給水を再開する。

⑥地下式の受水槽は危険性が高いので、6面点検が可能な受水槽の設置を検討する。

Q 10：遊離残留塩素の測定方法を教えてください。

A：専門業者に依頼してもよいのですが、検査キットが販売されていますので、設置者等が自分で測定することも可能です。DPDという試薬による比色法が一般的ですが、詳しくは保健所衛生課にご相談ください。

相談窓口

貯水槽水道に関する相談窓口は次のとおりです。

○ 茅ヶ崎市保健所 衛生課

〒253-8660 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7

電話 0467-38-3317

○ 茅ヶ崎水道営業所（水道事業者）

〒253-0042 茅ヶ崎市本村4-5-22

電話 0467-52-6151



(令和2年7月)



茅ヶ崎市

保健所衛生課

茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7

〒253-8660 電話0467-38-3317